

講習会の種類

講習会課程名		受講対象者	関係条文	講習科目数	講習時間	修了試験の有無	受講料※ (円、税込)	
処理業者対象	新規講習会	産収課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする方	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下、「規則」とする)第10条第2号イ	6	12.5	有	30,500
		産処課程	産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条の5第1号ロ(1)第2号ロ(1)	9	19.5	有	48,700
		特収課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条第2号イ 規則第10条の13第2号イ	7	17.5	有	46,600
		特処課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする方	規則第10条の5第1号ロ(1)第2号ロ(1) 規則第10条の17第1号ロ(1)第2号ロ(1)	10	25	有	68,800
	更新講習会	産収課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする方	規則第10条第2号イ 規則第10条の13第2号イ	4	6	有	19,900
		産処課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする方	規則第10条の5第1号ロ(1)第2号ロ(1) 規則第10条の17第1号ロ(1)第2号ロ(1)	6	10	有	25,200
特管責任者講習会 (排出事業者対象)		特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しようとする方	規則第8条の17第1号第2号	3	6.5	有	13,800	

※ Web申込割引を適用

備考

1. 講習会課程名

(1)「新規講習会」:産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)

- ①「産収課程」:産業廃棄物の収集・運搬課程
- ②「産処課程」:産業廃棄物の処分課程
- ③「特収課程」:特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- ④「特処課程」:特別管理産業廃棄物の処分課程

(2)「更新講習会」:産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新)

- ①「産収課程」:産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- ②「産処課程」:産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程

(3)「特管責任者講習会」:特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

2. 学歴、実務経験等受講資格要件は特になし。

3. 処理業者対象の受講対象者には以下の方も含む。

- (1)処理業に必要な知識と技能を修得しようとする方
- (2)廃棄物の広域認定制度の認定を受けようとする方
- (3)使用済み小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする方(委託先事業者含む)